社会福祉法人花園会　役員等報酬規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人花園会（以下「この法人」という。）定款第８条及び第２３条等の規定に基づき、役員等の報酬について定めるものである。
（定義等）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
１役員とは、理事及び監事をいい、評議員と評議員選任・解任委員会委員、その他花園会がおこなう委員会の委員や会議の構成員として委嘱された者を併せて役員等という。
２評議員とは、定款第５条に基づきこの法人に置かれる者をいう。
３評議員選任・解任委員会委員とは、定款第６条に基づきこの法人に置かれる者をいう。
（報酬等の支給）
第３条　この法人は、役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
１役員に対して、各年度の総額が８００，０００円を超えない範囲で報酬として支給することができる。
２役員等については、理事会、評議員会並びに委員会等への出席等、必要の都度、一定額を支給することができる。
（報酬等の額の算定方法）
第４条　報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めた額とする。
１　報酬については、別表第１に定める額
２　役員等が同一の日に別表第 1 の業務を複数行った場合の報酬等は、重複して支給しないものとする。
（費用）
第５条　役員等が職務のため出張をしたときは、交通費と別表第２による旅費（日当、宿泊料、食事代）を支給する。
１　交通費は、原則として最も適切な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費により計算する。
２　業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給する。
３　旅費は実情を考慮し、増額することができる。
４　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
（当法人職員給与との併給）
第６条　当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
（公表）
第７条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定

める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

付則　この規程は、平成３０年７月１日から施行する。

付則　この規程は、令和　３年６月２１日から一部変更の上、施行する。

付則　この規程は、令和　８年１月１日から一部変更の上、施行する。

付則　この規程は、令和　８年７月１日から一部変更の上、施行する。

別表第１（役員等の報酬）

１評議員

区分	金額
評議員会への出席	１回につき 10,000 円（所得税を除く） 静岡県外の者は１回に付き 20,000 円（所得税を除く） オンライン参加の場合は 10,000 円（所得税を除く）
評議員会の書面決議	1 回につき 10,000 円（所得税を除く）

２理事

区分	金額
理事会等会議への出席	１回につき 10,000 円（所得税を除く） 静岡県外の者は１回に付き 20,000 円（所得税を除く） オンライン参加の場合は 10,000 円（所得税を除く）
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	１回につき 10,000 円（所得税を除く） 静岡県外の者は１回に付き 20,000 円（所得税を除く） オンライン参加の場合は 10,000 円（所得税を除く）
理事会の書面決議	1 回につき 10,000 円（所得税を除く）

３監事

区分	金額
理事会等会議への出席	１回につき 10,000 円（所得税を除く） 静岡県外の者は１回に付き 20,000 円（所得税を除く） オンライン参加の場合は 10,000 円（所得税を除く）
監事監査等への出席	１回につき 10,000 円（所得税を除く） 静岡県外の者は１回に付き 20,000 円（所得税を除く）
理事会の書面決議	1 回につき 10,000 円（所得税を除く）
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤 （監事監査研修会を含む）	１回につき 10,000 円（所得税を除く） 静岡県外の者は１回に付き 20,000 円（所得税を除く） オンライン参加の場合は 10,000 円（所得税を除く）

４評議員選任・解任委員会委員等

区分	金額
評議員選任・解任委員会等への出席	１回につき 10,000 円（所得税を除く） 静岡県外の者は１回に付き 20,000 円（所得税を除く） オンライン参加の場合は 10,000 円（所得税を除く）

５花園会がおこなう委員会の委員や会議の構成員として委嘱された者

区分	金額
委員会等への出席	１回につき 5,000 円（所得税を除く） 静岡県外の者は１回に付き 10,000 円（所得税を除く） オンライン参加の場合は 5,000 円（所得税を除く）

別表第２　旅費

日当	宿泊料	食事代		
（1 日につき）	（１泊につき）	朝食	昼食	夕食
10,000 円	20,000 円	2,000 円	1,000 円	2,000 円